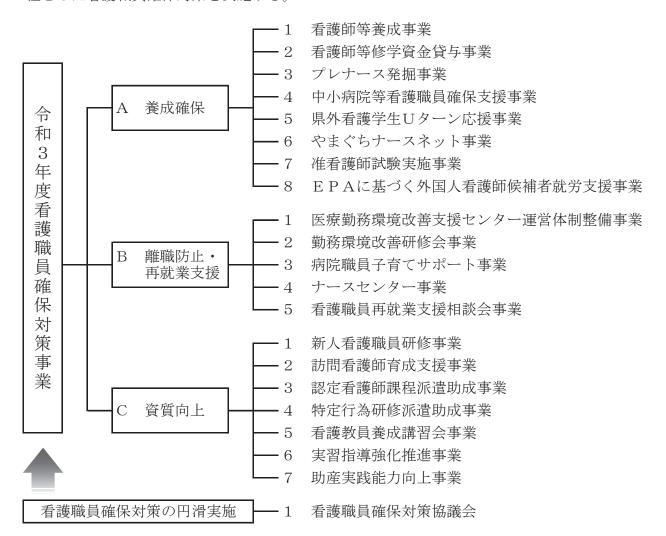
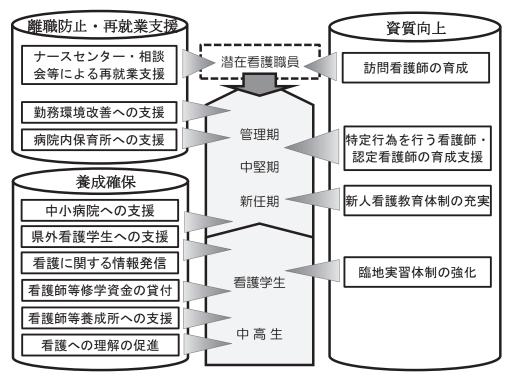
第4章 令和3年度の看護職員確保対策事業

看護職員の確保定着を図るため、「養成確保」「離職防止・再就業支援」「資質向上」を柱とした看護職員確保対策を実施する。





A 養成確保

事業名		看護師等養成事業	No.	A - 1
目	的	看護師等養成所の教育内容を充実し、質の高い看護職員を 養成所の運営費を補助する。	養成する	ため、看護師等
概	要			

1 補助対象

自治体立、学校教育法第1条に規定する学校を除く看護師等養成所

2 補助対象経費

- (1) 教員経費(専任教員給与費、専任教育人当庁費、需用費、備品購入費、役務費、福利厚生費、 添削指導員給与費、部外講師謝金、委託料)
- (2) 事務職員経費(専任事務職員給与費、委託料)
- (3) 生徒経費(事業用教材費、臨床実習経費、委託料)
- (4) 実習施設謝金(報償費、委託料)
- (5) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費(実習体制支援経費、看護職員養成確保促進経費、委託料)
- (6) 新任看護教員研修事業実施経費(部外講師謝金、部外講師旅費、需用費、役務費、備品購入費)
- (7)看護教員養成講習会参加促進事業実施経費(部外講師謝金、部外講師旅費、代替教員雇用経費)

3 補助基準額

区分	1校当たり	専任教員	へき地等	生徒1人
E-33	標準単価	増員分経費	地域の分	当たり
看護師3年課程(全日制)	16, 178, 000円	1,842,000円	1,087,000円	15,500円
看護師2年課程(全日制)	13,889,000円	1,842,000円	1,004,000円	17,600円
看護師2年課程(定時制)	10,417,000円	1,381,000円	1,004,000円	17,600円
准看護師課程	8,080,000円	1,842,000円	973,000円	13,100円
新任看護教員研修事業	受講者1人当たり 340,000円			
看護教員養成講習会参加促進事業	受講者1人当た	り 147,000円		
	看護師等養	成所の定員数	調整率	
	定員181人以	上	0.92	
甘海妬に対すて細軟交	定員161人以	上180人以下	0.94	
基準額に対する調整率	定員121人以	上160人以下	1. 00	
	定員 81人以	上120人以下	1. 02	
	定員	80人以下	1. 04	

(単位:課程)

4 実績(令和2年12月末現在)

年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
看護師3年課程	全日制	3	3	3	3	3
看護師2年課程	全日制	1	1	1	1	1
有護師 2 年硃住	定時制	4	4	4	4	4
准看護師課程		7	7	7	7	7
計	1 5	1 5	1 5	1 5	1 5	

事業	業 名	看護師等修学資金貸与事業	No.	A - 2
I	的	新卒看護職員の県内就業・定着を図るため、県内の中小病院 (2) いて看護業務に従事しようとする看護学生に対し、修学上必要な資金		
概	要			

1 貸付対象者

文部科学大臣若しくは厚生労働大臣、又は県知事が指定した養成所に在学する者

2 内容

(1) 修学資金の種類及び貸付月額(令和2年度)

区分	保健師・助産師・看護師	准看護師	修士課程
国立・自治体立	32,000円	15,000円	国内 83,000円
民 間 立	36,000円	21,000円	国外 200,000円

(2) 貸付利率

無利子

(3)貸付期間

修学期間(最短修学年限)

3 返還期間

貸付期間と同一

4 返還対象者

- 退学したとき
- 学業成績が著しく不良となったと認めるとき
- 卒業後1年以内に免許を取得しなかったとき
- 山口県内において、免除対象施設で看護業務に従事しなかったとき
- 山口県内において、免除対象施設で看護業務に従事した期間が規定の期間に満たないとき

5 返還免除

- 養成所を卒業後、免許を取得して県内免除対象施設(病床数200床未満の病院等)で5年 間看護業務に従事した場合
- 修士課程修了後、県内免除対象施設で5年間看護業務に従事した場合

6 貸与実績(令和2年12月末現在)

(単位:人)

年度	保健師	助産師	看護師	准看護師	修士課程	貸与総数
H 2 8	1	0	170	7 7	0	2 4 8
H 2 9	0	0	182	7 1	0	2 5 3
Н30	0	0	181	6 9	0	2 5 0
R 1	0	0	1 9 5	6 0	0	2 5 5
R 2	0	0	195	6 2	0	2 5 7

事業	き 名	プレナース発掘事業	No.	A - 3
目	的	中高生など若年層を対象とした看護の普及啓発により、看護についを高め、次世代の看護職員を掘り起こし、看護職員の確保を図る。	ハての興	味や関心
概	要			

- 1 看護PRリーフレットの作成・配布
- (1) 掲載内容 看護業務の紹介や看護職員となるための方法(養成課程)等
- (2)配布先 県内中学校や高等学校、関係機関
- 2 県内病院における1日ナース体験(病院での看護体験、看護職員との交流等)の実施
- (1)参加対象 中高生及びその保護者
- (2) 実施内容 病棟見学、模擬看護体験、妊婦・高齢者体験、先輩ナースとの懇談会等
- (3) 事業実績 ※R2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

左帝	######################################	参	受入病院		
年度	実施期間	中学生	高校生	計	(病院)
H 2 7	夏期休暇期間	2 4 9	429	678	4 6
H 2 8	夏期休暇期間	2 4 5	419	664	4 8
H 2 9	夏期休暇期間	260	4 3 9	699	5 0
H 3 0	夏期休暇期間	2 3 1	414	6 4 5	6 6
R 1	夏期休暇期間	274	415	689	5 9

3 看護の魅力発見

看護の魅力をPRするとともに、看護について楽しみながら学べる機会を提供し、看護職を目指す進路を実現していく機会の創出を図る。

- (1) 参加対象 小中高生、保護者、その他看護に興味がある者
- (2) 実施施設 1日ナース体験受入施設
- (3) 実施内容 実施病院の特性を活かした看護の魅力発信に繋がる取組 (取組例)
 - ○ワークショップ(看護に関するテーマに沿って楽しみながら学ぶ)
 - ○ミニナース体験(白衣試着、聴診器使用体験等)
 - ○看護の進路相談
 - ○看護のお仕事相談
 - ○看護の魅力や実施病院の魅力のPR 等
- (4) 事業実績 ※R2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

年度	H 3 0	R 1		
実施病院 (病院)	5	5		
参加者 (人)	延1,365	実646		

4 看護職員の学校訪問

県内の中学校等へ訪問し、看護業務等の紹介や講話等を行うことにより、看護への理解を促進 し看護職を目指す動機付けを図る。

- (1) 訪問対象 中高生やその進路指導を行う教員等
- (2) 実施内容 看護業務の紹介、看護職員となるための方法・進路の紹介、職業講話等
- (3) 事業実績 R2年度:13校(令和2年12月末現在)

事業	業 名	中小病院等看護職員確保支援事業	No.	A - 4
目	的	病床数200床未満の中小病院や訪問看護ステーションが支給する記 補助することにより、若手看護職員の中小病院への就業を誘導し、		
概	要			

中小病院(病床数200床未満の病院)、訪問看護ステーション

- 2 補助対象となる就職支度金を支給する採用者の要件
 - ①満年齢が採用日時点で40歳未満であること。
 - ②常勤であること。
 - ③採用日から対象施設において2年間継続して看護業務に従事すること。
 - ④採用者が過去に山口県看護師等修学資金の貸与者であれば、採用日までに貸付金が全額返還 免除又は完済していること。
 - ※県内の他病院等からの転職(未就業期間が30日未満のもの)、同一法人内での異動及び公務員は除く。
- 3 交付額

基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に補助率1/2を乗じて得た額

(1) 基準額

採用した看護職員1人当たり 400,000円

(2) 対象経費

対象施設において、就職支度金制度が規則等で明文化されており、採用者に直接支給する就職支度金

4 補助金の返還

採用後2年経過までの間に採用者が離職した場合

事業	美 名	県外看護学生Uターン応援事業	No.	A - 5
目	的	県外の看護学生や既卒者で、独立行政法人日本学生支援機構等の場でいる者が、県内の中小病院等に就職し、一定期間看護業務に従事貸与を受けた奨学金の返還額の一部を補助することにより、看護職員の	した場合、	、その者が
概	要			

県内の中小病院(病床数200床未満の病院)や訪問看護ステーションに就職を希望する次の者

- ①県外の看護師等養成所で卒業年度の学年に在籍している者
- ②既卒者(看護師等養成所を卒業している者で、県外に居住し、無職又は県外の病院等に勤務する者) ※満年齢が採用日時点で40歳未満の者に限る。

2 対象要件

次のすべての要件を満たすこと。

- ・奨学金の貸与を受けており、返還予定又は返還中の者
- ・県内の中小病院や訪問看護ステーションに就職後5年間継続して看護業務に従事する見込みの者
- ・県内に定住する見込みの者

3 補助金

(1) 補助金額

初年度交付申請時の貸与奨学金の返還残額に補助率1/2を乗じて得た額

- (2) 補助上限額
 - 1, 440, 000円
- (3) 補助方法

対象施設に就職後原則5年間に分けて支給

4 補助金の返還

対象施設に就職後5年間継続して看護業務に従事しなかった場合

事美	業 名	やまぐちナースネット事業	No.	A - 6
目	的	看護に関する総合情報サイト「やまぐちナースネット」の運用や県政情報、県内病院等の情報を発信し、看護職・県内病院等へ県内就業の促進を図る。		
概	要			

- 1 看護に関する総合情報サイト「やまぐちナースネット」の運用
- (1) 開設年月日

平成27年6月17日

(2) URL

https://www.pref.yamaguchi-nurse-net.jp/

- (3) 掲載内容
 - ○県内の病院や訪問看護ステーションの情報
 - 看護方式や看護体制、教育・研修体制
 - ・ 勤務時間や初任給、福利厚生
 - 求人情報
 - ・修学資金制度やインターンシップ、看護体験の案内 等 (令和2年12月末現在)

掲載施設数	
医療機関	95
訪問看護ステーション	31

- ○看護業務の紹介
- ○県内の看護学校の紹介
- ○1日ナース体験や看護の魅力発見等県主催のイベント等の案内 等
- 2 メールマガジンの配信
- (1) 運用開始

平成27年6月17日

(2) 配信対象

メールマガジン読者登録者

(3)登録方法

「やまぐちナースネット」内の専用サイトから登録(登録・利用料:無料)

(4) 配信間隔

月1回

(5) 配信状況(令和2年12月末現在)

年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
配信回数(回)	1 2	1 2	1 2	1 2	9
登録者 (人)	1 7 5	1 7 8	185	202	208

事業	業 名	准看護師試験実施事業(看護師等免許関連事務事業)	No.	A - 7
目	的	准看護師免許を受けるための資格試験として、保健師助産師え き、厚生労働大臣の基準に従い、都道府県が実施する。	看護師法第	18条に基づ
概	要			

1 受験資格

- (1) 文部科学省令・厚生労働大臣令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した 学校において2年の看護に関する学科を修めた者
- (2) 文部科学省令・厚生労働大臣令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者
- (3) 看護師国家試験受験資格のある者
- (4) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を得た者のうち厚生 労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めた者
- 2 厚生労働大臣の定める基準(平成12年厚生省告示第136号)

(1) 問題数及び科目

(単位:問)

	カリキュラム	問題数	カリキュラム	問題数
	人体の仕組みと働き	9	保健医療福祉の仕組み	2
試	食生活と栄養	3	看護と法律	2
	薬物と看護	3	基礎看護	4 3
験	疾病の成り立ち	6	成人看護	3 6
科	感染と予防	3	老年看護	1 4
目	看護と倫理	2	母子看護	1 2
	患者の心理	3	精神看護	1 2
			計	1 5 0

(2) 試験時間

1問につき1分程度

(3) 主題形式

客観式 (四肢択一)

(4) 合否判定の基準

満点の100分の60を下回らないこと

3 合格者の推移

年度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	Н30	R 1
受験者数 (人)	4 9 7	4 9 8	5 3 6	4 4 1	4 1 4
合格者数 (人)	490	480	5 2 6	4 2 9	4 0 8
合格率(%)	98.6	96.4	98.1	97.3	98.6

事	業 名	経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師候補者就労支援事業	No.	A - 8
目	的	経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師候補者の受入施設に対 体制の充実を図るため、研修指導者経費や日本語研修に係る経費等を即		
概	要		•	

1 補助対象

経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師候補者の受入施設

- 2 補助対象経費及び補助基準額
- (1) 日本語習得支援事業

日本語学校等への就学や日本語講師の招聘等日本語能力を向上させるために必要な経費 《基準額》外国人看護師候補者1人当たり 117,000円

(2) 就労研修支援事業

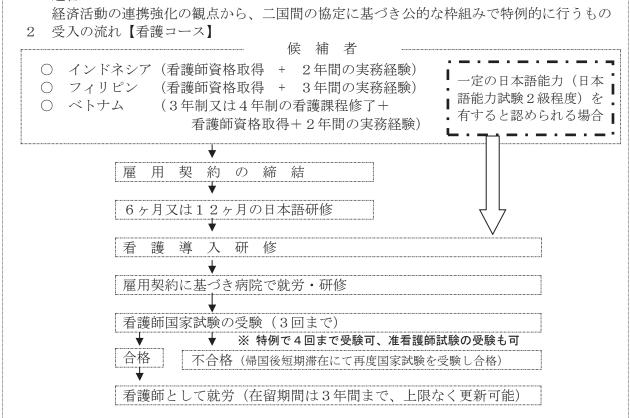
国家資格の取得に向けた研修が適切に実施されるために必要な経費 《基準額》受入施設1か所当たり 461,000円

3 実績(令和2年12月末現在)

年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
受入施設数 (施設)	2	2	2	3	3
候補者数 (人)	1 2	5	9	1 5	1 8

《参考》経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師候補者の受入について

1 趣旨



B 離職防止·再就業支援

事 業	名	医療勤務環境改善支援センター運営体制整備事業	No.	B - 1
目	的	医療機関が行う勤務環境改善に向けた取組を支援する拠点 善支援センター」を運営し、医療従事者の離職防止や医療安全		
概	要			

1 随時相談

各医療機関からの電話相談を受け付け、内容に応じて関係機関等へつなぎ、連携して対応

(1) 受付時間

平日の8時30分から17時15分まで

(2) 窓口

県医療政策課内に設置 (電話) 083-933-2922

2 アドバイザー派遣

医業経営面や労務管理面に関する専門的なアドバイザーを派遣し、医療勤務環境改善マネジメントシステムの導入を支援する。

《実績》(令和2年12月末現在)

(単位:施設)

年度		H 2 8	H 2 9	Н30	R 1	R 2
支援件数	新規	4	7	6	3	2
	継続	1	2	1	1	1

医療勤務環境改善マネジメントシステムとは

医師、看護師、事務職等幅広い医療スタッフの協力の下、各医療機関の実態に合った形でPDCAサイクルを活用し、計画的且つ自主的に勤務環境改善に取り組む仕組み

3 運営協議会の開催

医療勤務環境改善支援センターの運営方針や取組内容に関する協議会を開催し、関係者の必要な意見調整を行いながら、医療勤務環境改善支援センターの取組推進を図る。

(1) 開催回数

年1回

(2) 協議内容

- ○当該年度事業実績の説明
- ○次年度事業計画に関する協議
- ○その他医療従事者の勤務環境改善に関する事項

事業	業 名	勤務環境改善研修会事業	No.	В - 2
国 的 医療機関の管理者等関係者を対象に医療勤務環境マネジメントシステム導入に向 た研修を実施し、勤務環境改善についての理解を深め、制度の徹底を図る。				
概	要			

医療機関の管理者、看護管理者及び事務責任者等

2 内容

- 医療勤務環境改善マネジメントシステムの内容に関する説明
- 医療勤務環境改善マネジメントシステム導入の手法等に関する説明
- 医療勤務環境改善支援センターの支援を受けて勤務環境の改善が見られた県内医療機関の 事例や他都道府県の好事例の紹介
- 医療従事者の勤務環境の改善に関する最新情報の紹介 等

3 実績(令和2年12月末現在)

年度	H 2 8	H 2 9	Н30	R 1	R 2
開催回数(回)	3	3	3	2	1
参加施設 (施設)	延43	延128	延128	延64	延62
参加者 (人)	延71	延167	延166	延88	延79

※R2年度はYou Tubeの限定公開による動画配信

事業	美 名	病院職員子育てサポート事業	No.	B - 3
目	的	医師や看護師等の医療従事者が利用する病院内保育所の運営	'費を補助し	、医療従事
		者の離職防止や再就業の促進を図る。		
概	要			·

1 補助種別及び補助対象

利	重別	A型特例	A型	B型	B型特例		
	保育児童数	4人未満	4人以上	10人以上	30人以上		
海田 種田	保育時間	8 時間以上	8 時間以上	10時間以上	10時間以上		
補助種別	保育士等数	2人以上	2人以上	4人以上	10人以上		
	月額保育料	10,000円以上					
補助対	付象施設	民間立、公的団体立、国立の医療機関					
補助率			政法人地域医療機 立行政法人国立症		2/3 学法人 1/2		

- ※ 都道府県労働局実施「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」等との重複補助は認めない。
- ※ 公的団体立とは、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会をいう。
- ※ 国立とは、独立行政法人、国立大学法人をいう。
- ※ 補助種別については、保育所を12か月運営しており、全ての項目を満たしていることが必要
- ※ 保育児童数には、看護職員以外の病院職員の児童も含める。

2 施設当たりの補助金額の算定

基準額(<u>基本額</u>+加算額)と対象経費の実支出額を比較して少ない額に補助率を乗じて得た額(1)基本額

(補助型別定数×180,800円×運営月数-保育料収入相当額)×調整率

ア 補助型別定数

A型特例1人、A型2人、B型4人、B型特例6人

イ 保育料収入相当額

24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。

また、保育料収入相当額の算出にあたって対象となる上限の人数は表2のとおり。

(表2 保育料収入相当額算出の児童の上限人数) (単位:人)

種別	A型特例	A型	B型	B型特例
保育児童	1	4	1 0	1 8

ウ 調整率

負担能力指数により、表3のとおり調整率を算出。

ただし、病院内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあっては適用しない。

工 負担能力指数

前々年度の病院決算における当期剰余金を病院内保育所運営費に係る<u>設置者負担選定額</u> で除した数値(山口県看護職員確保対策事業費補助金交付前の額)

(表3 負担能力指数による調整率)

(P) (I) (I) (I) (I) (I) (I) (I) (I) (I) (I								
負担能力指数	5 未満	5以上20未満	20以上					
調整率	1. 0	0.8	0.6					

才 設置者負担選定額

病院内保育所施設運営費の設置者負担見込額と標準経費額を比較して少ない方の額

カ 設置者負担見込額

病院内保育所施設運営費見込額一保育料等収入

キ 標準経費額

保育士等の数×標準人件費(年額3,186,000円)+その他の経費

ク 保育士等の数

当該年度の4月1日現在の病院内保育施設利用職員の児童数÷2.6 (標準経費の算出 に用いる基準児童数)。ただし、算出された保育士等の数がA型特例及びA型にあっては 2人、B型にあっては4人、B型特例にあっては10人を下回る場合は、当該病院内保育 施設の保育士等の数は、A型特例及びA型2人、B型4人、B型特例10人とする。

(2) 加算額

ア 24時間保育 23,410円×運営日数 イ 病児等保育 187,560円×運営月数 ウ 緊急一時保育 20,720円×運営日数 エ 児童保育 10,670円×運営日数 才 休日保育 11,630円×運営日数 力 共同利用保育 10,670円×運営日数

3 実績(令和2年12月末現在)

(1) 民間立及び独立行政法人地域医療機能推進機構の医療機関

٠.	7 民间显发 6 强显自然位入地域 6 原版 11 电电极 11 9 0 6 原 1 版 18							(+	平匹,区冰溪内/		
	年度	補助	A型	A型 B型		B型	24時間	病児等	緊急一	児童	休日
	十岌	総数	特例	A至	D空	特例	保育	保育	時保育	保育	保育
	H 2 8	3 6	О	18	1 7	1	1 3	2	О	О	16
	H 2 9	3 5	0	1 7	1 7	1	1 3	2	0	0	2 0
	H 3 0	3 3	0	1 8	1 4	1	1 2	2	0	0	1 8
	R 1	3 3	2	1 6	1 4	1	1 3	2	0	0	2 0
	R 2	3 1	4	1 4	1 3	0	1 2	1	0	1	2 0

(単位・医療機関)

(2)公的団体立医療機関

) 公的団体) 公的団体立医療機関 (単位:医療機関									と機関)
年度	補助	A型	A型	B型	B型	24時間	病児等	緊急一	児童	休日
十段	総数	特例	A至	D型	特例	保育	保育	時保育	保育	保育
H 2 8	1 2	0	4	6	2	5	1	0	0	3
H 2 9	1 2	0	5	5	2	4	1	0	0	3
Н30	1 2	1	4	5	2	4	1	0	1	2
R 1	1 2	0	5	5	2	4	1	0	0	5
R 2	1 2	1	5	5	1	4	1	0	0	4

※ 独立行政法人国立病院機構、国立大学法人はH28年度から補助対象に追加

事業	業 名	ナースセンター事業	No.	B - 4
目 的		山口県ナースセンター(「看護師等の人材確保の促進に関する法律	こに基づ	ぎ、山口県
Ħ	口刀	看護協会を指定) による再就業に向けた支援を実施し、看護職員の確	保促進る	と図る。
概	要			

1 ナースセンター運営協議会

公共職業安定所、医療機関の関係者等から構成される協議会を開催し、ナースセンターの運営及 び看護職員の就業促進に向けた協議を行う。

- (1)協議会委員 12人
- (2) 開催回数 年1回

2 就業支援サポーターの配置 (ナースセンターのサテライト相談員)

学生・就業者・離職者等、看護に関わる者のキャリア継続を支援するため、ナースセンターの相談員を各地域に配置するとともに、医療機関等の巡回相談を行う。

《実績》(令和2年12月末現在)

年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
場所 (か所)	6	7	7	7	5
相談件数(件)	5 2	4 5	3 7	3 0	9

3 看護の技術習得に必要な演習機材の貸出

単独での整備が難しい演習機材の貸出を行うことで、小規模病院や福祉施設等の看護職員の資質向上をサポートし、離職防止や就労継続を促進する。

(1)貸出機材

成人演習モデル、点滴静注シミュレータ、吸引シミュレータ、呼吸音聴診シミュレータ 等

(2) 実績(令和2年12月末現在)

年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
貸出件数	4 1	4 7	3 4	2 8	3 9
個人(看護技術)演習	2 5	4 4	3 0	5 1	1 5

4 離職者・未就業者届出サポート

看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正(平成27年10月施行)による離職者等の届出 及び届出者への情報提供等を円滑に行うための病院からの一括届出等に対応する。

《実績》(令和2年12月末現在)

(単位:人)

(単位:件)

年度	į.	H 2 8	H 2 9	Н30	R 1	R 2
豆山本***	新規	3 3 2	3 3 3	3 1 2	3 5 0	2 3 7
届出者数	累計	5 1 7	8 5 0	1, 162	1, 512	1, 749

※ナースセンター報告分より計上

5 看護師等就業協力員の育成

看護職員確保対策や看護に対する関心や理解の促進を目的として活動する「山口県看護師等就業協力員」の資質向上に向けた研修を実施

《実績》 (単位:人)

年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
開催回数 (回)	1	1	1	1	1
参加者数(人)	2 1	1 6	1 8	2 0	1 9

6 再チャレンジ研修の実施

再就業を希望する者を対象に、最新の看護技術や知識の習得に向けた研修、未就業者の集い等を 実施し、再就業に対する不安を軽減し、再就業促進、看護職員確保を図る。

(1) 対象者

保健師・助産師・看護師・准看護師の免許所有者で就業していない者で、県内の医療機関等へ の再就業を希望する者

(2) 実施方法

ア 県内の指定施設

講義、演習及び見学実習

イ 山口県看護協会

就業の促進・動機づけとなる集合研修会の開催

(3) 研修内容

- 基本的看護技術(採血、注射、吸引、生活援助等)
- 医療安全・感染管理、個人情報の取扱いと看護記録、急変時の対応 等

(4) 実績(令和2年12月末現在)

年度	H 2 8	H 2 9	Н30	R 1	R 2
受講者数 (人)	2 2	2 5	1 8	1 8	2
就業者数(人)	1 1	1 4	1 4	1 4	1
就業率(%)	50.0	56.0	77.8	77.8	50.0

7 再就業コーディネーターの配置 (ハローワークでの巡回相談等)

再就業希望者への個別支援及びハローワークにおける巡回相談を行う。

《実績》(令和2年12月末現在)

年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
配置箇所数 (箇所)	6	7	7	7	7
開催回数 (回)	6 5	8 3	7 6	7 0	3 5
相談件数 (件) ※	1 1 6	1 2 0	1 1 1	1 0 7	3 4
就業者数 (人)	3 2	3 1	2 9	4 0	2

[※] 相談件数は、ハローワーク出張相談分のみを計上

臨床心理士による相談

《実績》(令和2年12月末現在)

年度	H 2 8	H 2 9	H30	R 1	R 2
相談件数 (件)	1 5	9	1 0	1 0	1

8 無料職業紹介及び相談事業

ナースセンターコンピュータシステム(NCCS)の運用により無料職業紹介をインターネット上に展開し求職者と求人施設のマッチングを図る。

《実績》(令和2年12月末現在)

年度	H 2 8	H 2 9	Н30	R 1	R 2
年間求人数 (人)	5, 367	4, 561	4, 480	4, 592	3, 106
年間求職者数(人)	1, 414	1, 410	1, 546	1, 354	7 5 2
年間就業者数(人)	1 3 3	1 3 7	1 5 2	1 5 4	8 5
年間相談件数(件)	2, 088	2, 279	2, 347	2, 348	1, 765

※ H27年度~:第5次システムの導入により件数集計は、年間集計のみ

事業	業 名	看護職員再就業支援相談会事業	No.	В - 5
目	的	再就業を希望する者を対象とした就職相談会の実施により を促進し、看護職員の確保を図る。	0、潜在看護	意職員の再就業
概	要			

1 参加対象

再就業を希望する者

2 参加施設

中小規模の医療機関や訪問看護ステーション、介護保険施設等

3 実施内容

ハローワークとナースセンターによる合同開催により実施

- ○参加施設からのプレゼンテーション
- ○施設別の個別ブースによる就業相談
- ○ハローワーク・ナースセンター職員による再就業相談 等

4 事業実績

年度	Н30	R 1	R 2
参加施設 (施設)	1 8	4 1	4 2
	山口:13	山口:18	山口: 6
地域	宇部: 5	下関:23	下関:30
	_		徳山: 6
参加者 (人)	3 2	4 0	1 0 8
	山口:18	山口:21	山口:33 [*] (再掲:看護職9)
地域	宇部:14	下関:19	下関:51 ^{**} (再掲:看護職23)
	_	_	徳山:24 ^{**} (再掲:看護職11)

※ハローワークの介護デイと合同開催

C 資質向上

事	業 名	新人看護職員研修事業	No.	C - 1
目	的	新人看護職員が臨床研修を受けられる体制を構築するため 質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図る。	りの支援を算	実施し、看護の
概	要			

- 1 新人看護職員研修経費への支援
- (1) 事業内容
 - ① 新人看護職員研修事業 新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修への支援
 - ② 医療機関受入研修事業 病院内の新人看護職員研修を公開し、他病院等の新人看護職員を公募により受け入れた 研修の実施に対する支援
- (2) 交付額

基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に補助率1/2を乗じて得た額

① 基準額

次のア~ウにより算出された合計額

ア 研修経費

(ア) 新人看護職員が1人のとき440,000円新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合586,000円(イ) 新人看護職員が2人以上のとき630,000円新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合776,000円

両方を含む場合 922,000円

イ 教育担当者経費

新人看護職員5人ごとに 215,000円(上限70人)

ウ 医療機関受入研修事業を実施した場合の加算(1施設当たり)

受入人数 1~ 4人 5~ 9人 10~14人 5~19人 20人以上 113,000円 226,000円 556,000円 849,000円

以降1人増すごとに 45,000円(上限30人) ※当該事業における受入人数は、1人当たり年間40時間で1人とする。

なお、1人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1人とする。

② 対象経費

ア 新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費(謝金、人件費、手当)、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費(新人看護職員が2人以上の場合のみ)、賃金(外部の研修参加に伴う代替職員経費)

- イ 新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)
- ウ 医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)、需 用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務 費)、使用料及び賃借料、備品購入費

(3) 事業実績(令和2年12月末現在)

(単位:施設)

年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
新人看護職員研修事業	3 1	3 0	2 9	3 2	3 2
医療機関受入研修事業	6	5	4	4	3

2 研修責任者・教育担当者・実地指導者研修の開催

研修責任者、教育担当者及び実地指導者を対象とした研修会を開催し、新人看護職員研修の実施 体制を確保する。

(1) 研修責任者研修

ア 受講対象 研修責任者 (新人看護職員研修の計画策定、企画運営の指導等を行う者)

イ 研修内容 ○ 新人看護職員研修ガイドラインの概要

○ 新人看護職員臨床研修体制の構築と運営

○ 新人看護職員臨床研修の企画と評価

○ 新人看護職員研修に関わる職員のメンタルサポート

(2) 教育担当者研修

ア 受講対象 教育担当者 (新人看護研修の企画や運営等を行う者)

イ 研修内容 ○ 新人看護職員研修ガイドラインの概要

○ 教育に関する基礎知識

○ 看護基礎教育の現状

○ 実地指導者の育成・支援

○ 新人看護職員研修プログラム作成の実際 等

(3) 実地指導者研修

ア 受講対象 実地指導者 (新人看護職員に対し臨床の場で直接指導を行う者)

イ 研修内容 ○ 新人看護職員研修ガイドラインの概要

○ 新人看護職員臨床研修

○ 新人看護職員への具体的な支援と介入方法

○ 良好な人間関係構築、調整のためのコミュニケーション

(4) 事業実績

(単位:人)

年度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
研修責任者研修	2 1	3 1	2 4	3 0	2 3	2 4
教育担当者研修	4 5	6 0	6 4	6 4	5 8	3 5
実地指導者研修	1 1 5	1 0 2	9 0	1 4 4	1 2 3	4 9

事業	業 名	訪問看護師育成支援事業	No.	C - 2
		訪問看護への関心を高める研修を実施し、訪問看護を目	指す者の養	成を図るととも
目	的	に、訪問看護の初任者から管理者までの職位別研修や訪問:	看護師と病	院の看護職員等
		の連携強化に向けた研修等を実施し、訪問看護師の育成を	図る。	
概	要			

1 研修の開催

(1) 対象者

①基礎研修

訪問看護に興味や関心がある者(※経験年数を問わない)

②初任者研修

訪問看護師の実務経験が概ね3年未満の者、または、訪問看護師として就労予定の者

③中堅者研修

訪問看護師としての実務経験が概ね3年以上10年未満の者

④管理者研修

訪問看護ステーションの管理者

⑤ 実践研修

訪問看護師及び訪問看護に関わる病院の看護職員等

(2) 実績(令和2年12月末現在)

(単位:人)

年度	H 2 8	H 2 9	Н30	R 1	R 2
基礎	_	実21	実23	実11	未確定
初任者	実20	実14	実18	実19	_
中 堅	延96	延84	延151	延107	未確定
管理者	延80	延85	延55	延37	未確定
実 践	_	_	延389	延819	未確定

2 訪問看護推進協議会

訪問看護の推進に関する協議会を開催し、関係者の必要な意見調整を行いながら、訪問看護師 の確保・育成の充実を図る。

(1) 開催回数

年1回

- (2) 協議内容
 - ○訪問看護師育成支援事業に関すること
 - ○訪問看護に関する看護職員の資質向上や確保促進に関すること
 - ○その他訪問看護の推進に必要なこと

事	業 名	認定看護師課程派遣助成事業	No.	C - 3
記定看護師教育課程へ看護師を派遣する病院に対する研修費の補助により、専門性 高い認定看護師の養成を支援し、看護の資の向上を図る。			より、専門性の	
概	要			

1 補助の対象

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者

2 対象となる資格

日本看護協会が日本看護協会認定看護師制度規程により認定した認定看護師資格及び日本精神科 看護協会が精神科認定看護師制度設置規則により認定した精神科認定看護師資格

- 3 補助対象となる認定看護師教育課程(10分野)
 - ①皮膚・排泄ケア
 - ②緩和ケア (緩和ケア、がん性疼痛看護)
 - ③がん薬物療法看護(がん化学療法看護)
 - ④在宅ケア (訪問看護)
 - ⑤感染管理
 - ⑥乳がん看護
 - ⑦摂食嚥下障害看護 (摂食・嚥下障害看護)
 - ⑧認知症看護
 - ⑨がん放射線療法看護
 - ⑩精神科看護
 - ※()内は令和8年度をもって教育が終了する分野名

4 交付額

基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に補助率1/2を乗じて得た額

(1) 基準額

派遣した看護職員1人当たり 700,000円

(2) 対象経費

病院が負担する受講料(入学金、授業料、実習費)。ただし、入学検定料は含まない。

5 実績(令和2年12月末現在)

年度	H 2 8	H 2 9	Н30	R 1	R 2
補助病院数 (病院)	6	3	6	7	4
派遣人数 (人)	8	3	8	7	4

事美	と 名 しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょく しょく かんしん しょく かんしん しょく かんしん しゅうしゅ しゅう しゅうしゅう しゅうしゃ しゅう しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅう	特定行為研修派遣助成事業	No.	C - 4
		特定行為研修に看護師を派遣する施設等に対する研修費	費の補助に。	より、高度かつ専
目	的	門的な知識や技能が特に必要とされる特定行為を行う看認	護師の養成る	を支援し、看護の
		質の向上を図る。		
概	要			

特定行為研修に看護師を派遣する施設等

2 補助対象となる特定行為研修 厚生労働省が指定した指定研修機関が行う特定行為研修

3 交付額

基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に補助率1/2を乗じて得た額

(1) 基準額

派遣した看護職員1人当たり 700,000円

(2) 対象経費

病院が負担する受講料(入学金、授業料、実習費)。ただし、入学検定料は含まない。

4 実績(令和2年12月末現在)

年度	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
補助施設数 (施設)	2	3	4	5
派遣人数 (人)	2	3	4	5

特定行為とは

診療の補助であり、看護師が医師の判断をその都度仰がずに、手順書により行う場合には 実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされ る21区分38行為

- (例) ・経口用気管チューブ又は経鼻用チューブの位置の調整
 - ・人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
 - ・気管カニューレの交換
 - ・一時的ペースメーカーの操作及び管理
 - ・心嚢ドレーンの抜夫
 - ・胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
 - ・中心静脈カテーテルの抜去
 - ・抹消留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
 - ・橈骨動脈ラインの確保
 - ・感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与
 - ・インスリンの投与量の調整
 - ・抗けいれん剤や抗精神病薬、抗不安薬の臨時の投与 等

事 業 名 看護教員養成講習会事業			No.	C - 5
Ħ	的	専任教員養成講習会に保健師・助産師・看護師を派遣す	る施設に対	対する研修費の補
目的	山刀	助により、専任教員の養成確保・看護基礎教育の質の向上を	を図る。	
概	要			

専任教員養成講習会に保健師・助産師・看護師を派遣する施設

2 補助対象となる講習会

都道府県又はこれに準ずるものとして厚生労働省が認める者が専任教員養成講習会ガイドラインに沿って実施する講習会

3 交付額

基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に補助率1/2を乗じて得た額

(1) 基準額

派遣した看護職員1人当たり 442,000円

(2) 対象経費

施設が負担する受講料(入学金、授業料、実習費)。ただし、入学検定料は含まない。

(3) 事業実績(令和2年12月末現在)

年度	R 1	R 2
補助対象施設(施設)	1	3
受講者 (人)	1	3

事業	差 名	実習指導強化推進事業	No.	C - 6
目	的	実習指導者の養成やアドバイザーによる助言等により、 習体制を充実・強化し、看護学生の質の向上を図る。	音護基礎教	育における臨地実
概	要			

1 実習指導者養成講習会

看護教育における臨地実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう、必要な知識及び技術を習得させる。

(1) 対象者

看護師等養成所の実習施設で実習指導者の任にある者、又は将来なる予定の者

(2) 実施期間

約3か月(240時間)

(3) 研修内容

- ○教育及び看護に関する科目(教育原理、教育心理、教育方法、教育評価、看護論、看護教育課程)
- ○実習指導に関する科目(実習指導の原理、実習指導の評価、実習指導の実際[演習])
- ○その他(看護情報管理、討議法、コーチング、医療安全、保健福祉の動向、看護の動向 等)

(4) 事業実績

(単位:八)	(単作	<u>V</u>	: 丿	()
--------	-----	----------	-----	----

年度	H 2 8	H 2 9	Н30	R 1	R 2
修了者数	4 5	4 1	3 4	3 0	3 3

2 実習指導者と看護教員の相互研修

看護学生の実習指導に携わる実習病院の看護職員と看護師等学校養成所の看護教員の連携強化を 目的とした研修を開催し、臨地実習の体制の整備を図る。

(1) 対象者

実習指導に携わる実習病院の看護職員及び看護師等学校養成所の看護教員

(2) 事業実績 ※R2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

年度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
開催回数 (回)	2	3	3	2	2
受講者数 (人)	181	166	8 6	1 2 5	98

3 臨地実習に関するアドバイザーの派遣

臨地実習を実施する上で課題を抱える実習病院や看護師等学校養成所に向けてアドバイザーを派遣して助言等支援を実施し、各施設のより効果的な臨地実習の実施に資する。

(1) 対象施設

看護学生の臨地実習を行う実習病院及び看護師等学校養成所

(2) 実績 ※R2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

年度		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
	派遣回数(回)	2	1	7	4	2

事業	 名	助産実践能力向上事業	No.	C - 7
目	的	新任期から中堅期における助産実践能力の向上に必要なる 娩・正常妊娠について医師との連携のもと自己の責任と判断 アドバンス助産師の養成を支援し、周産期医療提供体制の充実	で独自に打	
概	要			

1 新人助産師研修

- (1)対象者 当該年度に新規採用される助産師
- (2)期間 5日程度
- (3) 内 容 胎児心拍数モニタリング判読、新生児のフィジカルアセスメント、ハイリスク新生児を持つ家族へのケア、母乳哺育支援、ハイリスク妊産褥婦の病態と管理(切迫流早産・PIH・前置胎盤・多胎・GDM・FGR)、産科ショック/出血時の対応、事例検討 等
- (4) 方 法 講義又は演習

2 中堅助産師研修

- (1)対象者 クリニカルラダーレベル I~Ⅲに該当する助産師
- (2)期間 5日程度
- (3) 内容 代謝系のフィジカルアセスメント、助産倫理、不妊症、多様化する妊婦のニーズに 応える教室運営、産科医療補償制度(医療安全・記録を含む)、災害対応 等
- (4)方法 講義又は演習

3 助産実践研修

- (1)対象者 クリニカルラダーレベルⅢの認証を目指す助産師
- (2)期間 2か月程度
- (3) 内 容 分娩介助、新生児の健康診査、妊娠期の健康診査、産褥期の健康診査、プライマリーケース、集団指導(含む小集団指導)、母親学級、両親学級 等
- (4) 方 法 実践(助産師出向支援導入事業を活用)

4 事業実績(令和2年12月末現在)

年度		H 2 8	H 2 9	Н30	R 1	R 2
新人助産師	開催日数(日)	6	6	7	6	5
研修	受講者数(人)	2 6	2 0	2 2	1 7	1 8
中堅助産師	開催日数(日)	5	4	4	5	0
研修	受講者数(人)	6 6	8 4	7 6	7 9	_
助産実践 研修	受講者数(人)		_		0	0

事業	き 名	看護職員確保対策協議会
目	的	看護職員の確保対策の推進に関する協議会を開催し、広く関係団体の意見を反映させることにより、県民の保健医療の向上に資する。
概	要	

1 協議会委員

12人

- 2 構成
- (1) 医療関係団体
- (2) 介護保険関係団体
- (3) 看護関係団体等
- (4) 看護師等養成関係者
- (5) 行政関係者
- 3 開催回数

年1回

- 4 協議内容
 - ○県内の看護職員の就業状況や離職状況等に関すること
 - ○県の看護職員確保対策に関すること 等
- 5 事業実績

(単位:回)

年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
開催回数	1	1	1	2	_